

②1976～1977年(次年度)地区年次大会は札幌のアイスクリーナで開催されることに決定しました。第350地区から第354地区までの合同年次大会です。時期は10/12～10/13です。

●卓 話「オリエンテーリングについて」

函館オリエンテーリング会長(巴小教諭)若山 正義氏

オリエンテーリング競技とは磁石と地図を持参して山野を抜歩するスポーツであります。選ぶ場所は野原河川林森とがある場所が望ましい。地図とコンパスを使用してマークの旗のある地点を探し、カードに必要事項を記入し2次の地点に向う。地図は2万分の1を使用し、平面磁石を使用してポストを探し、出来るだけ早く全部のポストを廻り終えることを競うものである。健康のために大分良い。

オリエンテーリングは山野抜歩運動と訳されます。日本には十年位前に輸入されておりスウェーデンより来たものです。真の意味は「方向を定めて走る」と云う意味であります。日本の場合は若干異っております。元々この競技は軍隊の斥候より起ったものであります。発しよう地のスウェーデンでは30人に1人位の人々がこの競技に参加しています。このスポーツの特長は、①自然と親しむ競技である。自然の中で行なわれるのであるからこれは大変健康によろしい。②頭能のスポーツである。磁石と地図を正しく使用しなければならぬ。△=スタート点 ◎=ゴール地点 ○=チェックポスト地点(この中心点にポストの旗がある)ポスト間の距離は4～6Kなので歩きながら距離を測定する。③誰でも出来るスポーツである。クラス分による競技が行なわれるので、年齢老若に関係なく同等の競技が出来る。④冒険心を満足させる。⑤機械、器具、動物を利用して行なうことも可能であり、その行ない方は多数ある。⑥マナーのスポーツである。自然の中にはルールがあり、それを守って行なうものであり正しいマナーが要求される。

●オリエンテーリングの形成

- ①、ポイントオリエンテーリング=国際大会では殆んどこの形式である。
- ②、ナイトオリエンテーリング ③、リレーオリエンテーリング
- ④スコアオリエンテーリング
- ⑤、徒歩オリエンテーリング=グループで行なう。走ってはいけない。日本独自のもの

●ニコニコボックス

中原、小村、西巻、三沢、中野、川村(邦)、下郡山、平野、野村、森(秀)、成田、岩塚各会員=クリスマス会の楽しいレコードをいただいて

函館R.C.石塚会員=地区交換学生委員として記念品を頂き、その御礼として山矢、松本会員=何んとなく

成田会長=御子息が日大工学部を無事卒業されたことを祝って(ダイヤモンド)

佐々木幹事=心楽しいことがありました

●出席報告

会 員 数	62 名	出 席 率	函 館 北	
出 席	52 名		函 館 東 (3/16)	98.20%
欠 席	10 名		函 館 (3/18)	91.13%
他クラブ出席	9 名		函館五稜郭 (3/19)	100%
出席合計	61 名		亀 田 (3/15)	87.88%
出席除外者	0 名			

次回例会日 4月14日

プログラム 「特許法・商標法改正について」  
弁理士 早川 政名氏



第351地区

# 函館北ロータリークラブ会報

The Weekly Report of Hakodate North R.C.

‘To Dignify the Human Being;

‘人間に威信を;

(Ernesto Imbassahy de Mello R.I. 会長指針)

第594回例会

1976～1977 第40号 1976. 4. 14



深瀬 鴻一郎

例会日 毎週水曜日 12:30～13:30 例会場 国際ホテル  
事務所 函館市大手町5-10 日魯ビル 3階 電話(0138)23-3870

本日のプログラム

『特許法・商標法改正について』  
弁理士 早川 政名氏

第593回例会記録

- 司 会 成田 勇司会長 ●斉 唱 君が代・奉仕の理想  
●ビジター 小樽南R.C. 小松 健吉君  
根 室R.C. 菊地 正俊君  
函 館R.C. 外山 健吉君 他8名  
函館東R.C. 外山 正君 他3名

五稜郭R.C. 島田 良雄君 他3名

亀 田R.C. 小山田日出夫君

★誕生祝 中里会員

★結婚祝 下郡山会員・宮崎会員・市川会員・山崎会員・戸崎会員・中野(亮)会員・浜  
会員・成沢会員

◎会長報告

暖い日が続く様になりました。本日は会長報告はありません。

◎幹事報告

例会終了後臨時理事会を催します。

◎親睦活動委員会

ニコニコボックス投入

杉本会員 レコードを戴いたお礼として

本間会員 〃 〃

深瀬会員 〃 〃

北村会員 〃 〃

◎卓 話 成田会長

町会の歴史について

町会の運営、町会館の利用法等、現時任町々会長である成田会長の苦労話や町名の由来を歴史をさかのぼり、お話し下さいました。特に明治時代にこの函館を立派な町にする為に苦労された。先人の話を折込みお話し下さいました。

◎理事会より通達

本日の理事会にて、下記事項が決定しましたのでお知らせ致します。

関連事業部『昇降機設備工事』がオープンになりました。

◎出席報告

会 員 数	62 名	出 席 率	函 館 北 (3/31)	100%
出 席	45 名		函 館 東 (3/23)	97.98%
欠 席	17 名		函 館 (3/25)	93.55%
他クラブ出席	17 名		函館五稜郭 (3/26)	100%
出席合計	62 名		亀 田 (3/22)	84.85%
出席除外者	0 名			

次回例会日 4月21日

プログラム 『函館の歴史』

亀田番所を中心として 函館公民館長 当作 守夫氏

◎東京小石川R.C. 弁理士 早川 政名氏

特許法・商標法の一部改正について、

皆様すでに御存知のように、本年特許法・商標法の一部が改正され、施行されるようになりました。そこで、これ等の改正点について申し述べたいと存知ますが、その前に日本の特許法・商標法の沿革を述べながら、今日の改正に至った経緯をたどって見たいと思います。

振り返れば、明治18年に専売特許条例が公布されて以来、幾多の変遷を経て大正10年に至り、特許法・実用新案法・意匠法・商標法を一括して工業所有権法とし、今日まで参りましたが、戦後日本の急速な復興により、この大正10年の工業所有権法では処理できなくなり、遂に昭和34年に大改正を行ないました。この改正点については詳細に述べることを省略させていただくと、主な改正点は法律の条文の中に目的・定義とを条文として折り込み理解し易くしたこと。これは全く世界各国の法律には見られない新しい改革であり、内容も充実して来ましたが、それ以来我国の産業技術の高度成長・発展に伴い、特許出願も内外国共に増大し、審査が追いつかず、約70万件も滞滞する様になり、許可になって権利化されるまでに5年以上の長期に渉るような事態が発生し、発明の保護・発明の利用を図って発明を奨励し、産業の発達に寄与せしめるという特許法の目的と反し、同時に発明者への利益を害するおそれも出てきました。

- に至り、国は昭和46年特許法・実用新案法を主として一部改正し施行することと致しました。この時の主な改正点は……
- (1)出願の早期公開をすること。従って、1年間を経過しますと全て公開公報に掲載し、一般にその発明の内容を公開することになります。そのかわりに出願者に対しては、国は補償請求権を付与することになりました。
  - (2)審査請求制度を設けたこと。旧来出願された発明の内容について審査官は必ず審査をしなければならなかったため、審査滞滞の原因になったわけですから、今度は一定期間内に発願人は自由に何時でも審査を請求することができるようにして、出願人の任意選択に委せて審査の迅速を図るようにした。
  - (3)審査前置制度を設けたこと。審査官が拒絶して上級審である審判に出願人が持ち込み審判請求した場合に審現促進を計るため、元の審査官にその拒絶理由等を聞き、改めて始めから内容検討する らわしさを除き、審判官の審理が早急にできるようにした制度です。

以上述べたように、昭和46年にこの様な改正が行なわれ今日まで来たのですが、世界に於いては国際的に特許協約(PCT…1970年成立)及び、商標登録条約(TRT…1973年成立)が成立し、現在のままでは将来特許法度・商標制度の面で我が国が国際的に取り残されることになり、兼ねない状態となり今後共国際社会の一員として我が国がもこれらの条約に加入するためには、再び国内法を整理し、一部改正することにより、この条約の掛へ一歩前進し、国際的地位の確保を計る必要があるとして遂に此の度の改正に至ったわけです。従いまして、国内法の改正中、特に特許法・実用新案法の主な改正点についてその内容を簡単に申し上げます…

(1)物質特許制度

従来我が国は、この物質特許については不特許事由に該当しておりましたが、今回の改正により、下記物質について特許が取得できるようにしたこと。



- ①、化学物質発明
- ②、医薬発明
- ③、飲食物・嗜好物発明
- ④、新植物品種

(2)多項制・併合多項制

従来我が国は、単項制を採用しておりましたが、今度の改正により一つの発明で複数項特許を請求することができます。又、一発明一出願の原則の例外として複数の関連した発明を一つの願書にまとめて特許出願ができるようにした併合出願制度において、その複数の関連発明に前記述べた多項クレームの記載を認めるようにしたこと。

次に、商標法の改正について述べてみます。近年この商標の出願が特許・実用新案と同様に急激に増加の一途をたどり、特許庁における未処理件数も遂に50万件を突破するに至り、審査も長期化しこのままの状態が続けば、後に於いて登録商標を使用したい企業者や事業者が商標登録を受けることができず、商標制度の本来の存在意義（商標を使用する者の業務上の信用の維持を図り、もっと産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する）も失われることになりかねない。そこで迅速に処理を計ると共に、商品に真に使用したい企業者・事業者に使用させ、商標の円滑な運用を計り、眠っている商標の排除及び商標ブローカーの躍を防ぎ、不使用商標は消滅させて使用したい者に権利を与え保護し、その者の使用保持を図るために今回登録商標の使用義務を強化した点が主な改正であります。

●改正点の主な内容は…

- (1)登録商標の更新登録出願における登録商標の使用実態の審査をする。
- (2)商標登録を受けようとする出願人の業務に関する事項の願書への記載をする。
- (3)不使用登録商標の商標権者に対する取消審判の举证責任の転換を図ったこと。従来、不使用取消審判においては、審判請求人がその商標について権利者が使用していない事実を立証しなければならなかったが、今回の改正により審判を請求された商標権者がその商標について現に使用しているという事実を立証しなければならなくなり、その使用事実が立証できないとその商標は取り消されてしまいます。従って、商標権者は絶対に継続して3年以上その商標について指定商品に使用をしなければならなくなりますので、使用しないという間にその商標が他人に移ってしまうおそれもでてきます。

充分注意することが大切です。

以上、簡単に述べましたように、本年よりこれらの点が改正され施行されましたことをお伝えしておきます。更に新しい改正点の内容につきましては、次回に述べさせていただきますと考えております。尚、お解りにくい点がありましたら、ご遠慮なく御質問いただければ私の知る限りにおいてお答え申し上げる所存であります。

尚、毎月第3水曜日1時～5時まで商工会議所に於きまして「発明相談」を行っておりますので、工業所有権に関し御質問、御相談がありましたら御遠慮なくお越し下さい。

MEMO

以上 現在出願してあるものの中には、権利が使用されて、権利が失われていくものがある。従って、権利が失われていくものについては、権利を主張する必要があります。また、権利が失われていくものについては、権利を主張する必要があります。また、権利が失われていくものについては、権利を主張する必要があります。



‘To Dignify the Human Being;  
‘人間に威信を、

(Ernesto Imbassahy de Mello R.I. 会長指針)

第595回例会

1976~1977 第41号 1976. 4. 21



深瀬 鴻一郎

例会日 毎週水曜日 12:30~13:30 例会場 国際ホテル  
事務所 函館市大手町5-10 日魯ビル 3階 電話(0138)23-3870

本日のプログラム  
『函館の歴史』 亀田番所を中心として  
函館公民館々長 当作 守夫氏

第594回例会記録

- ◎司 会 成田 勇司会長
- ◎ビクター 函館R.C. 内山 哲郎君 他9名  
函館東R.C. 近江 登君 他2名  
五稜郭R.C. 越前 達郎君 他4名
- ◎ゲ ス ト 東京小石川R.C. 弁理士 早川 政名氏
- ◎齊 唱 我等の業